

雇用保険労災指導協会だより

令和2年秋号

新型コロナウイルス感染症

p2

雇用保険の特例措置

失業等給付が手厚くなる場合があります

p3

事業主・労働者のための

国の支援(事業資金・労働環境改善)

p4~5

従業員の発症(疑い)に備えて

新型コロナウイルス感染症のQ&A

p6~7

施行日順の改正一覧表でチェック

事業主が押さえておきたい**労務関係の法改正**

p8

今月の深掘り知識

子の看護休暇・介護休暇 **時間単位の取得が可能**

p8

社会保険に加入しましょう

高齢労働者の
雇用保険料の徴収を
お忘れなく

令和2年第2期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ **03-5816-5463** (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。
「西村治彦の日記」 「西村社会保険労務士事務所だより」

社会保険に加入しましょう



経営者の方も
所得補償のある労災保険
に任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）



雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

64歳以上の方の
雇用保険料の
徴収がスタート。



健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります
（詳細7ページ）



当会では **窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています**

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等



社会保険労務士33名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、
津久井美知子、塩島英和、西拓也、
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、
宮山隼輔、館野真一、山崎勝則、
菱野義将、山崎千恵理、山本均、
小山真史、有田公明、
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、
竹内俊介、大代淳、柳原庄二、
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、
林浩太、山本隆史、神長寛人、
江本垂美

最高責任社会保険労務士事務所の所員と
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索

西村治彦の日記

検索



詳しくは当会まで

 **03-5816-5463**

雇用保険労災指導協会

検索



今月の深堀り知識

令和3年1月より「子の看護休暇・介護休暇が
時間単位で取得できるようになります」が…

- ①有給ですか？無給ですか？
- ②仕事内容上、時間単位の取得が難しい
のですが、どうしたらよいですか？

関連記事：直近の労務関係の法改正（7ページ）

A① 休暇を取得した場合、有給ですか？無給ですか？

労働者が、子の看護休暇・介護休暇を取得し
て労務を提供しない日や時間について、事業主

が給与を支払う義務はありません。中には、失効年次有
給休暇を利用する（失効年次積立制度）など、一定の範
囲で有給としている企業もあります。休暇取得時の賃金
の支払いの有無について、就業規則等に定めましょう。

A② 仕事の内容上、時間単位の取得が難しいのですが、
どうしたらよいですか？

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが
困難な業務がある場合は、労使協定を締結することによ
り、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する
労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、
労使で十分に話し合って決めてください。

労使協定により時間単位での休暇取得ができないこと
となった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇
取得を認めるように配慮をしましょう。



改正内容の詳細は、厚生労働省のホームページ
をご覧ください。

改正点（令和3年1月～）

- ★時間単位の取得が可能になる
（適用除外は労使協定が必要）
- ★全労働者が取得できるようになる
（改正前は1日の所定労働が4時間
以下は取得不可）